

本人等の確認に必要な書類

請求区	区分	書類の種類及び名称	本人等確認に必要な種類数	確認項目					
				氏名	住所	写真	代理資格		
本 人 窓 口	A	運転免許証	いずれか 1種類 (提示)	◎	◎	◎	-		
		旅券							
		個人番号カード(注1)							
		写真が貼付された住民基本台帳カード(注2)							
		在留カード、特別永住者証明書(注3)							
	B	国・地方公共団体が発行した 免許証・許可証・資格証明書						<写真貼付及び住所・氏名の記載有> 【例】 ・ 戦傷病者手帳 ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 猟銃・空気銃所持許可証 ・ 宅地建物取引主任者証 ・ 電気工事士免状 ・ 認定電気工事従事者認定証 ・ 特殊電気工事資格者認定証 ・ 耐空検査員の証 ・ 射撃教習を受ける資格を証する 教習資格認定証	
		C						被保険者証	・ 健康保険 ・ 国民健康保険 ・ 船員保険 ・ 介護保険 ・ 共済組合員証
								恩給証書	← 提出
								母子健康手帳	
								生活保護受給者証	
児童扶養手当証書									
特別児童扶養手当証書									
D	公の機関が発行したもの	<写真が貼付されているもの。ただし、 Bに掲げる許可証等を除く。> 【例】 ・ 船員手帳 ・ 海技免状 ・ 無線従事者免許証 ・ 動力車操縦者運転免許証 ・ 航空従事者技能証明書 ・ 運航管理者技能検定合格証明書 ・ 警備業務に係る検定合格証	住所か写真のある書類を含む2種類(提示)	◎	-	◎	-		
	社員証等	・ 会社の社員証(写真貼付に限る。) ・ 官公庁の職員証(写真貼付に限る。) ・ 学生証(写真貼付に限る。)							
	E	年金手帳						・ 国民年金手帳 ・ 厚生年金手帳	
年金証書		・ 国民年金 ・ 厚生年金保険 ・ 船員保険 ・ 共済年金							
F	国税又は地方税の領収書又は納税証明書	適宜(提示)	◎	◎	-	-			
	社会保険料の領収証書								
G	※併せて、本人等情報の聴取、文書照会等書類と現住所が異なる ⇒ 住民票の写し等(注4)	1種類(提示又は提出)	◎	◎	-	-			
	結婚等による改姓 ⇒ 戸籍謄本等								

注1 通知カードについては、個人番号の本人への通知及び個人番号の確認のためのみに発行されるものであること、また、番号法に基づく個人番号の収集制限があることから、本人確認書類として取り扱うことは適当でない。

注2 有効期間内(発行の日から10年間)は利用できる。

注3 中長期在留者又は特別永住者が所持する外国人登録証明書は、一定期間は在留カード又は特別永住者証明書とみなされる。

注4 表面に個人番号が記載されている住民票の写し等の書類については、番号法に基づく個人番号の収集制限があることから、本人確認書類として取り扱うことは適当でない。

※ 本人等の確認には、A、Bのうち1種類又はC、D、Eのうち2種類のいずれかが必要

請求	区分	書類の種別及び名称	本人等確認に必要な種類数	確認項目				
				氏名	住所	写真	代理資格	
代理人 □ 窓口 □	自然人	代理人本人に係る「本人（窓口）」欄に掲げる書類	上記のとおり	上記のとおり				
		法定代理人	【本人が「未成年者」の場合】 ・ 戸籍謄本，戸籍抄本 ・ 家庭裁判所の証明書	いずれか1種類 {提示又は提出}	◎	(◎) 確認できないものもある	—	◎
			【本人が「成年被後見人」の場合】 ・ 成年後見に係る登記事項証明書 ・ 家庭裁判所の証明書					
	任意代理人(注5)	本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を添付）	必ず（提示又は提出）	◎	—	—	◎	
	法人	法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のある書類	いずれか1種類 {提示又は提出}	◎	◎	—	—	
		・ 代表者印に係る印鑑登録証明書 ・ 法人設立登記に係る登記事項証明書 ・ 法令に基づく官公庁からの許可，認可又は承認の書類						
成年後見に係る登記事項証明書（法定代理） 本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を添付）（任意代理）		必ず（提示又は提出）	◎	(◎)	—	◎		
本人 □ 郵送 □		上記のA，B，C，D，E欄に掲げる書類	住所か写真のある書類を含む2種類（写し）（提出）	上記のA，B，C，D，E欄のとおり				
代理人 □ 郵送 □	自然人	代理人本人に係るA，B，C，D，E欄に掲げる書類	住所か写真のある書類を含む2種類（写し）（提出）					
		法定代理人	【本人が「未成年者」の場合】 ・ 戸籍謄本，戸籍抄本 ・ 家庭裁判所の証明書	いずれか1種類（提出）	◎	(◎) 確認できないものもある	—	◎
			【本人が「成年被後見人」の場合】 ・ 成年後見に係る登記事項証明書 ・ 家庭裁判所の証明書					
	任意代理人(注5)	本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を添付）	必ず（提出）	◎	—	—	◎	
	法人	法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のある書類	いずれか2種類（写し）（提出）	◎	◎	—	—	
		・ 代表者印に係る印鑑登録証明書 ・ 法人設立登記に係る登記事項証明書 ・ 法令に基づく官公庁からの許可，認可又は承認の書類						
成年後見に係る登記事項証明書（法定代理） 本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を添付）（任意代理）		必ず（提出）	◎	(◎)	—	◎		
<p>※ 代理人が請求する場合は，自然人，法人いずれの場合であっても，本人（法人自身）に係る書類と代理権を証する書類のいずれも必要である。</p> <p>注5 任意代理人が開示請求できるのは，本人に係る特定個人情報（個人番号をその内容を含む個人情報）のみである。</p>								
<p>※ 「郵送による写し等の交付」を求めている場合</p> <p>開示請求者が「郵送による写し等の交付」を求めている場合は，写し等の送付自体が「開示の実施」になることから，上記の本人確認書類で「現在の真正な住所」を確認できないとき（一般には，「確認項目」の「住所」の欄に◎が付された書類以外のもので本人確認をするとき）は，更に次のいずれかの書類が必要である。</p> <p>① 住民票の写し（個人番号の記載がないもの）（注4）</p> <p>② 住民票記載事項証明書（住所が記載されているものに限る。）</p> <p>③ ①又は②の写しで「住所が真正であることを確認するに足りるもの（内容がはっきりと読みとれ，かつ，故意に書類を書き換えたりした形跡がないと判断できるもの）」</p>								